

会員調査に関する規則

(平成22年4月1日制定)

(平成24年7月2日一部改正)

(目的)

第1条 この規則は、定款第14条第1項の規定に基づき、第一種会員に対する調査について必要な事項を定める。

(調査員)

第2条 調査は、常任理事又は本協会の職員のうちから会長が任命した調査員がこれに当たる。

(調査の実施方法)

第3条 調査は、第一種会員の営業所又は事務所において行う実地調査及び第一種会員から本協会に提出する書類に基づき行う書類調査とする。

(予告)

第4条 調査を行う場合は、第一種会員に対し、あらかじめ調査の日時、実施方法及び調査員の氏名等を通知するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、その通知をしないことができる。

(調査員の権限)

第5条 調査員は、第一種会員に対し、調査事項に関する帳簿書類その他の物件の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(調査員の守秘義務等)

第6条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に当たっては、常に穩健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。
- (2) 調査は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。
- (3) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(調査員証の提示)

第7条 調査員は、調査の着手に当たり、第一種会員に別紙様式による調査員証を提示するものとする。

(調査事実の確認)

第8条 調査員は、調査で把握した業務運営状況等について、当該第一種会員との間で事実認識を確認するものとする。

(調査結果の報告)

第9条 調査員は、第4条の規定に基づく調査の結果を会長に書面により報告し決裁を受けなければならない。

(調査結果の通知)

第10条 本協会は、前条の規定により会長の決裁を受けた調査結果を、当該第一種会員に書面により通知するものとする。

(処理報告)

第11条 本協会は、調査の結果に基づき、第一種会員に対し事項を定めてその処理に関する報告書の提出を求めることができる。

2 前項の規定による報告を求められた場合には、当該第一種会員は、本協会の指定する期日までにその処理に関する報告書を本協会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、定款変更の認可の効力発生の日（平成22年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人への移行の登記の日（平成24年7月2日）から施行する。

(別紙様式)

調査員証

(表面)

調 査 員 証

No._____

下記の者は、本協会の調査員であることを証明する。



調査員

(写 真)

平成 年 月 日

一般社団法人 日本資金決済業協会
会 長 印

(裏面)

所 持 心 得

1. 調査員は、調査の着手に当たり、第一種会員に本証を提示するものとする。
2. 調査員は、調査期間中常に本証を携帯するものとする。
3. 本証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
4. 本証を紛失した場合は、速やかに事務局長に届け出なければならない。
5. 調査員は、調査が終了したときは、速やかに本証を事務局長に返却しなければならない。

会員調査に関する規則（抄）

(調査員の守秘義務等)

第6条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に当たっては、常に穏健、冷静な態度を保持し、品位と信用を保つこと。
- (2) 調査は、全て事実に基づいて能率的に行うとともに、事実の認定、意見の表明を行うに当たっては、常に公正であること。
- (3) 職務上知り得た事項を正当な事由なく他に漏らさないこと。

(調査員証の提示)

第7条 調査員は、調査の着手に当たり、第一種会員に別紙様式による調査員証を提示するものとする。